

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆四十四年（一七七九）十一月初十日

ありて国に到る。此れを准けたり。

随いで頒賜せる時憲書を將て臣民に頒布し、永く一王の正朔に
 遵い、共に聖寿を無疆に祝る。合に就ちに咨覆すべし。此れが為
 に貴司に移咨す。煩為わくは查照して施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆四十四年（一七七九）十一月初十日

2-65-05

琉球国中山王尚穆より福建布政使司あて、乾隆四十四年分の

正朔を受領し臣民へ頒布した旨の咨覆

（乾隆四十四《一七七九》、十一、十）

琉球国中山王尚（穆）、正朔を頒告する事の為にす。

貴司の咨を准けたるに称すらく、欽んで惟うに、我が皇上、四海を奄有し、万方を統御す。道徳は春と同じく勲華を寰宇に徧くし、地天は咸な泰んじ声教を遐邦に訖ぼす。国祚は卜するに万年を以てし、紀載は百世に綿なる。欽んで天紀を承け、敬んで人時を授く。

本司、聖主の柔遠の慈懷を仰体し、遙かに天朝一統の正朔を頒かつ。欽天監の頒發せる時憲書式の前来するを案准し、随いで経歴官に委して督造せしめ告竣す。相い応に例に照らして文を備えて頒送すべし。此れが為に貴国王に備咨す。希わくは、頒到せる大清乾隆四十四年分の時憲書を將て欽遵して凜んで受け、臣民に頒布し、共に聖朝数理の淵深を窺い、東海疆隅の時刻を占するを得られんことを。仍お咨覆して施行せんことを賜りたし、等の因

注*本文書は〔六四一〇六〕の咨覆である。

2-65-06

琉球国中山王尚穆の、乾隆四十四年の接貢のため、存留通事陳宏毅等に付した執照（乾隆四十四《一七七九》、十一、十）

琉球国中山王尚（穆）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、本爵、業に乾隆四十三年冬に於て貢使の耳目官金有華・正議大夫蔡煥等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを經て、起送して京に赴き、叩きて聖禮を祝らしめて案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべ

し。これが為に特に都通事楊文煥等を遣わし、梢役共に八十五員名を帶領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書並びに欽賞の幣帛を迎え、及た京より回る使臣の金有華・蔡煥・梁廷枢は閩に在るの存留通事王三秀等と与に還国せしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。これが為に、王府の礼字第一百十七号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事陳宏毅等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

在船都通事一員 楊文煥 同伴四名
 在船使者二員 ⁽²⁾向宏裕 同伴八名
⁽³⁾毛応期
 存留通事一員 陳宏毅 同伴六名
 管船夥長・直庫二名 林鳳游 ⁽⁴⁾ 仲達道
 水梢共に六十一名

右の執照は存留通事陳宏毅等に付し、これを准けしむ
 乾隆四十四年（一七七九）十一月初十日

注（1）陳宏毅 陳弘毅のこと。乾隆二一〜五十九年（一七三四〜九四）。
 久米村系陳氏（仲本家）十二世。仲本通事親雲上。乾隆帝の名

前（弘曆）の一字を避諱し「陳宏毅」に改めた。乾隆三十六年勢頭座敷、三十九年都通事に陞る。乾隆四十四年の存留通事、五十七年の二号船都通事として中国に赴いた（『家譜（二）』九六頁）。

- (2) 向宏裕 乾隆四十四年の在船使者。
- (3) 毛応期 乾隆四十四年の在船使者。
- (4) 林鳳游 乾隆四十四年の管船夥長。

2-65-07

琉球国中山王尚穆より福建布政使司あて、馬齒山漂着の清国人林攀栄並びに大島漂着の朝鮮国人李再晟等二件を接貢船にて送還する旨の咨文（乾隆四十五《一七八〇》、二、一二十五）

琉球国中山王尚（穆）、移交の事の為にす。

照らし得たるに、乾隆四十四年十二月二十日、本国属島の馬齒山地方官の報に拠るに称すらく、乾隆四十四年十二月十五日、遭風の難商、杉板に駕し本島に飄入する有り。詢ねたる所、難商の船戸林攀栄等の供称に拠るに、福建福州府閩県の順字三十四号商船に係る。通船の人数は共に三十三人なり。乾隆四十四年六月初九日に于て紙貨を装載し、福州より出口し、八月二十四日に於て閩東錦州府に到りて停泊す。錦に在りて瓜子等の貨を装載す。十月十九日に於て開洋し、南に回りて貿易す。仍お本省に回らんとするに、意わざりき、十一月初十日、五条沙の洋面に在り